

## マイナ保険証への円滑な移行を

正は、わが国の医療DXを進める上での基盤となるもので、電子処力箋や電子カルテの普及・活用の核となる。マイナ保険証とオンラ核となる。マイナ保険証とオンラ核となる。マイナ保険証とオンラ格となる。マイナ保険証とオンライン資格確認等システムの利活用により、患者本人の薬剤や診療のにより、患者本人の薬剤や診療のにより、患者本人の薬剤や診療のようである。とって多くのメリットがある。とって多くのメリットがある。

紙の保険証の場合よりも医療費の節減に資すること、過去のお薬の節減に資すること、過去のお薬の抗るため的確な治療に役立つこと、高額医療の場合に認定証発行と、高額医療の場合に認定証発行と、高額医療の場合に窓口で限度額を超える自己負担支払いの免除を受超える自己負担支払いの免除を受けること――も可能になる。

年12月2日に発行が終了し、マイ 年12月2日に発行が終了し、マイ 大保険証を基本とする仕組みに 移行する。本年12月1日の時点で 手元にある有効な保険証は、経過 措置として最長1年間(25年12月 1日まで)は使用可能とされ、マイナ保険証を保有しない方には

社会における公的基盤である。イナンバーカードはデジタル

保険薬局(施設数4万2970 といった施設も多く見られる。 カードの持参を案内していない か?」と患者に聞く、医療機関の窓 また、窓口で「保険証お持ちです カード読み取り機器が設置され 高いことなどから、医療機関等に テムとの連携のため改修費用が 28.6%) が3%未満と極めて低 44.9%、病院21.9%、歯科診療所 の5割(薬局72・4%、医科診療所 用件数50以上等の保険医療機関 を見ると、オンライン資格確認利 況(1月19日医療保険部会資料 口掲示やホームページでマイナ ていないところもいまだに多い い。診察券との一体化や会計シス しかし、マイナ保険証 0 利用状

提供することとされている。

他方、患者側にとっては、保険証の移行が遅れている。特に若年層の移行が遅れている。特に若年層の移行が遅れている。特に若年層がないことも指摘されている。

標設定に活用できる利用実績の 通知が始まるが、国が先頭に立っ て、医療機関・薬局、保険者、経済 界が一丸となり、より多くの国民 がマイナ保険証の利用によるメ リットを実感できるよう、国費に よる補助や広報体制の拡充など きめ細かい支援を行う必要がある。 社会保険診療報酬支払基金等 は、24年10月頃からオンライン資 格確認等システムにより対象者(マイナカード未取得・マイナ保険証の利用によるメ

4月までに登録済データ(漢字氏4月までに登録済データ(漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所の5情報)の全件について住民基本台帳情報との照合(J-LIS本台帳情報との照合(J-LIS本台帳情報との照合(J-LIS本台帳情報との照合(J-LIS本台帳情報との照合(J-LIS本台帳情報との照合(J-LIS本台帳付することになる。

を期したい。
を期したい。
を期したい。
を期したい。